

国民年金だより

～ 20歳以上60歳未満の人はみんな国民年金に加入 ～

Q. 国民年金って何？

A. 国民年金は、老後だけでなく万が一の障害や死亡の際に、所得保障を行い国民生活の安定を図るものです。

また、この制度はすべての国民を対象とし、現役世代が高齢世代を支えるいわゆる「世代間扶養」の仕組みにより国民全体が助け合う制度です。

Q. 国民年金の種類は？

A. 3種類の受給形態があります。

老齢基礎年金：65歳になったときから一生受給できます。

障害基礎年金：若者に最も関係の深い年金、病気や事故で障害が残ったときに受給できます。

遺族基礎年金：一家の働手が亡くなったときに受給できます。

※上記は概要を掲載していますので、詳細はお問い合わせ下さい。

Q. 国民年金加入者の種類は？

A. 加入者は3種類のグループに分かれます。

第1号被保険者：農林漁業や自営業などの人とその配偶者および学生

第2号被保険者：職場の年金制度（厚生年金保険または共済組合）に加入している人

第3号被保険者：第2号被保険者（65歳未満）に扶養されている配偶者

どうしても納付がキビシイときは、ご相談下さい！

○保険料には免除の制度があります

事情があつて納められないときは、免除制度がありますので役場町民課（☎86-5613）や社会保険事務所にご相談下さい。免除された期間分の老後の年金は追納（後から納付）しないと減額されます。

4段階の免除制度がスタートします

平成18年7月から、免除制度が4段階ときめ細かくなり、保険料が納めやすくなります。

■学生納付特例制度■

前年の年収が一定以下の学生は、申請して認められると、保険料の納付が猶予され、10年後までの間に納められるという特例制度があります。

■20歳台の人には若年者納付猶予制度■

○対象者：第1号被保険者で30歳未満の方。

平成17年4月から平成27年6月までの間、20歳台の若年者限定で、本人（および配偶者）の年収が一定以下の場合、申請により保険料の納付が猶予される特例制度があります。（追納制度があります）

※学生納付特例・若年者納付猶予制度は、後年追納（納付）されない場合は将来もらう年金額に反映されません。追納（納付）を忘れずにしましょう！

※免除や特例・猶予の申請は毎年必要です。引き続き希望する場合は忘れずに申請しましょう。

【問い合わせ先】 江北町役場 町民課 総合窓口係 ☎86-5613